

○筑後市議会議長交際費支出基準

(令和4年3月4日決定)

(趣旨)

第1条 この基準は、筑後市議会議長（以下「議長」という。）が市政の推進に必要な外部との交際のために支出する議長交際費について、その種別、支出範囲等について必要な事項を定めるものとする。

(種別及び支出範囲)

第2条 議長交際費の種別及び支出範囲は、次のとおりとする。

- (1) 慶弔費 各種総会、大会、式典、会議、行事等の慶事に係る経費及び香典、生花等の弔事に係る経費で2万円以内又は標準的な額を支出する。
- (2) 渉外費 各種団体や有識者への訪問、受入、折衝の際の土産、交流会等に係る経費で社会通念上妥当な額を支出する。
- (3) 賛助費 公に認められた団体及びそれに準じる団体の活動趣旨等に賛同する場合に、社会通念上妥当な額を支出する。
- (4) その他 上記に掲げるほか、議長が特に必要と認めたものについては支出するものとする。

2 支出限度額については、地域の慣習等特別な理由により、上記に定める金額により難しい事情がある場合には、金額を調整できるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、宗教、政党その他の政治団体又はその支部に対する支出は行わない。

(支出内容の公開)

第3条 この基準に基づき支出した議長交際費の内容は、個人に関する情報で、特段の配慮が必要なものを除き公開する。

2 公開は、偶数月に行うものとし、公開の方法は、筑後市のホームページへの掲載によるものとする。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、議長交際費の支出に関し必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。